

食物アレルギー対応への配慮や管理が必要とされるご家族の方へ

保育施設では、成長期のお子さんの発育・発達を妨げることのないよう、医師の指導のもと、食物アレルギーによる除去食（代替食）の対応について、保護者と相談のうえ決定します。

保育所における食物アレルギー対応の基本は、こどもが安全に保育所生活を送るという観点から、「完全除去」か「解除」のどちらかです。

特に、アナフィラキシーショックの既往のあるお子さんは、細心の注意が必要です。以下の流れに沿って対応をすすめていきますので、ご協力をお願いいたします。

食物アレルギー対応の流れ

1. 保育施設より、以下の書類をお渡しします。

- ①「各医療機関の先生方へ」
- ②「保育関係施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
- ③「食物アレルギー対応申請書兼同意書」
- ④「食物アレルギーに関する調査票」



2. かかりつけ医に

- ①「各医療機関の先生方へ」
- ②「保育関係施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出し、②の記載をお願いしてください。（文書料が発生します）

3. 保護者が下記の書類を記入し、保育施設に提出してください。

- ②「保育関係施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出日、氏名、性別、生年月日、年齢、保育施設名、組、緊急連絡先、同意する・しない、保護者氏名
- ③「食物アレルギー対応申請書兼同意書」
- ④「食物アレルギーに関する調査票」

4. 除去食品の対応方法について保育施設と十分協議していただき、お互いに同意の確認をしてください。

裏面もご覧ください

<注意事項>

- 提出いただいた②「保育関係施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と③「食物アレルギー対応申請書件同意書」に相違がある場合は、再度医師と相談していただきます。

- 症状の悪化や新たな症状がみられた場合は、必ずかかりつけ医を受診してください。
除去の程度や種類が変わった場合は、改めて
 - ②「保育関係施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
 - ③「食物アレルギー対応申請書兼同意書」
 - ④「食物アレルギーに関する調査票」を保育施設に提出してください。
* 症状に変化が見られない場合でも、医師の指示に基づき年に1～2回の受診をし、年度が替わる際には、②③④を再提出してください。

- アレルギー負荷試験実施中の場合は、必ず保育施設に報告してください。
経過観察に必要な時間を必ず主治医に確認し、その時間は家庭で経過をみていただくようお願いします。

- 入園前にアレルギー以外の食品は家庭で複数回食べてきてください。

- 食物アレルギーが改善し、除去食等の必要がなくなった場合には、医師の指導に基づき、「除去解除申請書」を保育施設に提出してください。
* 「除去解除申請書」が必要な場合は、各保育施設にお申し出ください。

各医療機関の先生方へ

当市の保育施設での生活において、アレルギー疾患に関して特別な配慮や管理、除去食（代替食）等が必要なお子さんは、かかりつけ医の先生からご意見をいただき、それをもとに保育施設が保護者と相談をして対応していきたいと考えております。

つきましては、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」等の記載にご協力の程お願いいたします。

また、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた食品に関して、先生のご指導のもと、複数回食べて症状が誘発されていない場合には、保護者に対して保育施設における除去解除指示をお願いいたします。

静岡市葵区千代田1-12-7

TEL:050-5476-6060

放課後児童クラブmarbre